障害福祉サービスを受けるまでの流れ

①	相　談	町または相談支援事業所に相談します。
②	支給申請	利用者等は必要なサービスを選択し、役場（福祉課又は各支所）に申請します。
③	調　査	町職員等が、サービスの利用を希望する本人や家族に対して、現在の生活の状況等について調査します。
④	障害支援区分の認定	調査結果をもとに、審査会で審査・判定が行われ、障害支援区分が決められます。ただし、サービスによっては、区分判定が必要ないものもありま
⑤	サービス等利用計画（案）の作成	相談支援事業者に、サービス等利用計画（案）の作成を依頼いします。相談支援事業所の専門職員が、サービスの利用を希望する人の意見や現状に合わせた利用計画（案）が作成されます。
⑥	支給決定	④の判定結果や⑤で作成されたサービス等利用計画（案）をもとに、利用できるサービスの支給を決定します。支給決定されると、「障害福祉サービス受給者証」が交付されます。
⑦	サービス等利用計画の作成	⑥の支給決定が行われた後、相談支援事業者は、サービス担当者会議を開催し、サービス提供事業者等と連絡調整を行い、サービス等利用計画が作成します。
⑧	契約・利用開始	利用者はサービス提供事業者と利用契約を結び、サービスの利用開始となります。
⑨	利用者負担金の支払い	利用者または扶養義務者は、指定事業者等に対し、利用者負担金を支払います。※利用者負担の割合は原則1割です。ただし、負担額に上限があり、世帯の所得に応じて負担上限額が異なります。
⑩	モニタリング	一定期間ごとに、相談支援事業者がモニタリングを行い、計画の見直しが必要であれば、適宜変更します。